

特別区税及び各種保険料の収納における取扱い電子マネーの拡充について

区では、特別区税及び各種保険料の収納において、従来の区役所や金融機関等の窓口、口座振替での支払いのほか、コンビニエンスストア、モバイルレジによるモバイルバンキング・モバイルクレジット、電子マネーアプリでの支払いなど、収納チャネルの拡大に努めてきた。

この度、すでに導入している電子マネー「LINE Pay」・「PayPay」のほか、下記のとおり、新たに3つの電子マネーを加えて収納チャネルを拡充し、納付者の利便性をさらに向上させるとともに、収納におけるキャッシュレス化を促進する。

記

1 対象となる特別区税・各種保険料

特別区民税・都民税（普通徴収のみ）、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料

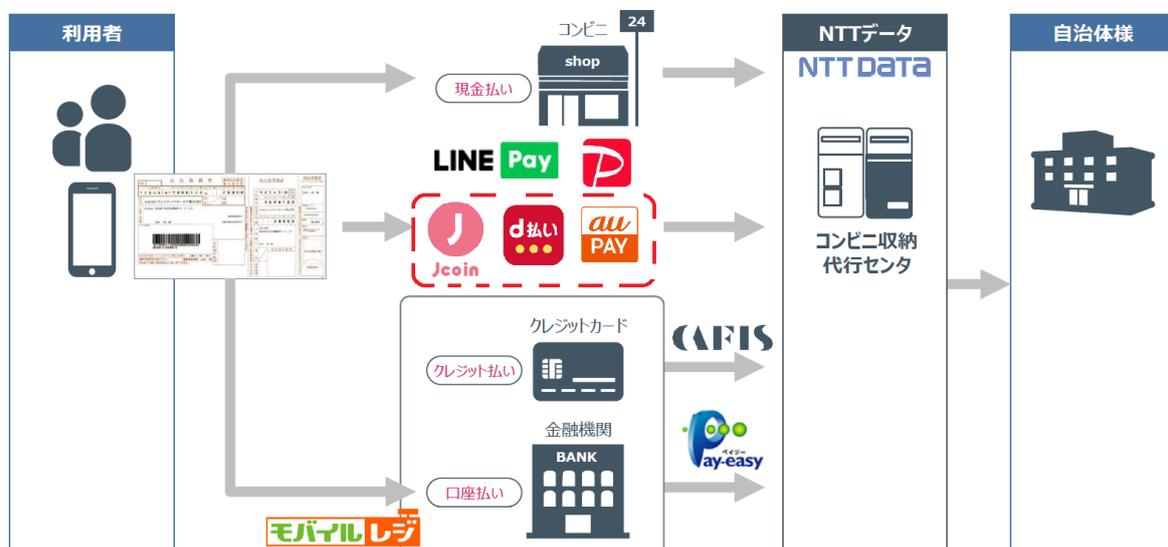
2 サービス開始時期

令和4年4月1日（金）から

3 サービス概要

すでに導入している電子マネー収納のスキーム（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ提供）を活用する。いずれも、他の電子マネーと同様に納付書に記載されたコンビニエンスストア収納で使用するバーコードを、スマートフォンのアプリで読み込むことで支払いが可能となる。

(1) 各サービスの概要図（**赤枠**内が今回の追加範囲）



- (2) 取り扱いが追加となる電子マネー
- ① J-Coin Pay (株式会社みずほ銀行)
 - ② d払い (株式会社NTT ドコモ)
 - ③ au PAY (KDDI 株式会社)

(3) サービスの概要

	電子マネー収納
利用方法	スマートフォンで電子マネーのアプリをダウンロードし、それぞれ「請求書払い」の機能で納付書記載のバーコードを読み込み、支払い手続きを行う。 ※支払い可能な電子マネー LINE Pay、PayPay、 <u>J-Coin Pay、d払い、au PAY</u>
支払上限額	30万円
決済手数料	利用者負担なし
納付者のメリット	自宅や外出先等からスマートフォンで支払いができるため、金融機関やコンビニエンスストアに行く必要がなく、また現金を持ち歩く必要もない。 手元に現金がなくても、電子マネーの残高があれば納付ができる。
納付者のデメリット	領収書が発行されないため、支払い証明が必要な場合は納税証明を取る必要がある。

4 広報・周知について (予定)

- (1) 令和4年1月18日 企画総務委員会報告
- (2) 広報いたばしへ掲載
- (3) 板橋区ホームページへ掲載 (広報いたばしと同時期)
- (4) 窓口用案内チラシを作成し、税・保険料を取り扱う各課の窓口等に配架
- (5) 税・保険料を取り扱う各課から送付するチラシや封筒、納付書等に、サービスが利用できる旨を順次記載

(参考)

電子マネー (PayPay、LINE Pay) 収入実績【令和3年1月～11月末】

☆ 特別区税・各種保険料(国民健康保険料・介護保険料・後期高齢医療保険料)合計 (円)

	LINE Pay		PayPay		電子マネー 小計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
本税	2,542	56,783,850	21,786	552,003,490	24,328	608,787,340
延滞金	41	201,300	275	1,711,300	316	1,912,600
小計	2,583	56,985,150	22,061	553,714,790	24,644	610,699,940